

平成29年4月25日（火）

参・法務委員会

東 徹 議員（維新）

対法務当局（人事課）

16問 平成28年9月20日に内閣官房から公表された「国家公務員の再就職」に係る資料によれば、和歌山地方検察庁の検事正が、平成28年1月25日に退職し、同年2月14日に板橋公証役場所属の公証人に再就職しており、離職日から再就職日までが3週間弱となっているが、この者は、在職中に公証人の公募に応じたということか、法務当局に事実関係を問う。

〔結論〕

- 御指摘の者は、平成27年7月に実施した公証人の公募に対して応募し、採用されており、検察官として在職中に、公証人に応募したものである。

（参考1）指摘された者の再就職状況の概要（国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出による）

氏名 高森高徳

離職時の年齢 60歳

離職時の官職 和歌山地方検察庁検事正

離職日 平成28年1月25日

再就職日 平成28年2月14日

再就職先の名称 板橋公証役場

再就職先の業務内容 公証業務

再就職先における地位 公証人

（参考2）当該板橋公証役場所属公証人に係る官報公告の概要

官報公告日 平成27年7月3日

受付法務局における公証人採用申込願書受付期間 同年7月15日から同年2月22日まで（※時刻省略）

受付法務局 東京法務局

採用予定地 本局管内 板橋区

採用予定人員 1人

採用予定年月日 平成28年2月14日

(対大臣・副大臣・政務官)
4月25日(火)参・法務委

官房人事課 作成
東 徹 議員(維新)

18問 法務省職員が在職中に公証人に応募することは妥当か、法務大臣の所見を問う。

〔現行の再就職規制の概要〕

- ・ 現行の再就職規制においては、在職中の「利害関係企業等」に対する求職行為が原則として禁止されているものと承知(注1)。

(注1) 国家公務員法第106条の3第1項は、在職中の「利害関係企業等」に対する求職行為を原則として禁止しているところ、「利害関係企業等」の意義については、職員の退職管理に関する政令第4条により、概要、当該職員が①許認可等、②補助金等の交付、③立入検査、監査又は監察、④不利益処分、⑤行政指導、⑥契約、⑦犯罪の捜査等といった事務に従事していた場合に、それらの対象となった営利企業等がこれに該当するものとされている。

〔結論〕

- ・ これに対し、公証人は、法務大臣が任命する国家公務員であり、「利害関係企業等」には当たらない(注2)ことから、法務省職員が在職中に公証人に応募する行為は、現行の再就職規制に抵触するものではないと認識。

(注2) 「利害関係企業等」とは、「営利企業等」のうち注1に該当するものをいうところ、国家公務員法第106条の2第1項の明文により、「営利企業等」の定義から「国、国際機関、地方公共団体」等が除外されている。

【責任者：官房人事課 伊藤課長 内線 [] 携帯電話 []】